

議員提出議案第10号

琴浦町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和7年6月13日 提出

提出者	琴浦町議会議員	山本秀正
賛成者	同	押本昌幸
	同	井木裕
	同	桑本始
	同	前田智章
	同	手嶋正巳
	同	小椋正和
	同	桑本賢治
	同	澤田豊秋
	同	川本善孝
	同	田中肇
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩
	同	金光敦

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

# 提案理由説明

琴浦町議会委員会条例の一部改正について提案理由説明を行います。

## 1 条例改正の理由

これは、議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものである。

## 2 改正の概要

第6条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

第7条中第2項を削り、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第22条に次の第1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めることにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。

第26条中の見出し中、「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法」に改める。

第28条第2項に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合におい

て、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

### 3 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

令和7年琴浦町条例第 号

琴浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

琴浦町議会委員会条例(平成16年琴浦町条例第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別委員会の設置) 第6条 略 2 <u>特別委員</u> の定数は、議会の議決で定める。 3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。</u> (委員の選任) 第7条 <u>常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</u> 2 略 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略 8 略 (意見を述べようとする者の申出)	(特別委員会の設置) 第6条 略 2 <u>特別委員会の委員</u> の定数は、議会の議決で定める。 (委員の選任) 第7条 略 2 略 3 略 4 略 5 略 6 略 7 略 (意見を述べようとする者の申出)

第22条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めることにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。))を使用する方法により行うことができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第28条 略

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第22条 略

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第28条 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。